

2014年2月13日

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

個人投資家による投資機会の拡大及び株式の一層の流動性向上のため、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を100株に統一する目標が掲げられていることを勘案し、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成26年4月1日(火)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成26年4月1日(火)をもって、東京、名古屋、札幌及び福岡の各証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> <u>第 7 条(単元株式数)の変更は、平成 26 年 4 月 1 日をもって効力を生ずるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 26 年 4 月 1 日(火)

以 上